

令和7年度 埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業 企画提案競技実施要項

1 目的

この要項は、令和7年度埼玉県失語症者向け意思疎通支援者通訳・介助員養成及び派遣事業業務委託に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

2 委託対象業務

(1) 業務名

埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業

(2) 業務内容

別紙「埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

1,918,869円

- ・ この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。
- ・ 見積額が上限額を超えた場合は、「7 業務委託先候補事業者の選定」対象としない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする。

3 参加資格

営利法人、非営利法人（医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）、その他知事が適当と認める法人及び団体であって、次の各号すべてを充たすものとする。

(1) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする失語症者向け意思疎通支援委託事業契約を、過去5年間に2回以上全て誠実に履行していること。

(2) 令和7年5月1日から埼玉県全域において事業を開始することが可能であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている法人。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加を制限されている法人。

ウ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている法人。

エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている法人。

オ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがな

されている法人。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している法人。

4 スケジュール（仮設定）

令和7年4月 1日（火）	募集要項等の公示
令和7年4月14日（月）正午	企画提案書の受付期限
令和7年4月中旬	業務委託先候補事業者審査委員会の開催
令和7年4月下旬	委託先候補事業者選定結果の通知

5 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 事業の実施体制（様式2）
- ウ 法人の概要書（様式3及び法人の概要がわかる資料・パンフレット等）
- エ 参考見積書（様式任意）
※委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算がわかるようにすること。
- オ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする失語症者向け意思疎通支援事業委託契約を過去5年間に2回以上全て誠実に履行していることがわかる書面
- カ 定款又は寄付行為（写しも可）

（2）提出方法

県庁ファイル便（送信の準備ができれば（4）の提出先に連絡すること）
持参又は郵送による提出は認めない

（3）提出期限

令和7年4月14日（月）正午

（4）提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3309
電子メールアドレス a3310-06@pref.saitama.lg.jp

6 業務委託先候補事業者の選定

（1）業務委託先候補事業者の選定方法

- ア 埼玉県が設置する「埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業業務委託先候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、企画提案の審査及び業務委託先候補事業者の選定を行う。
- イ 埼玉県は、提出された企画提案書及びその他の書類を総合的に評価し、総合点が最も高く、かつ、別に定める最低基準点を満たした提案者を事業委託先候補事業者として選定する。なお、選定に当たっては書面審査を実施する。
- ウ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- エ 審査の結果、最低基準点を満たす者がいない場合は再度選定を行うことが

ある。

(2) 選定委員会による審査

ア 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

(ア) 適切な人員配置及び事務実施場所が確保できるか。

(イ) 担当者の失語症に関する専門知識は十分であるか。

(ウ) 失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を十分実施できる体制を有しているか。

(エ) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を始めるために必要な体制を有しているか。

イ 審査方法

書面審査とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、企画提案書の提出者全員に文書で通知するとともに、埼玉県公式ホームページにおいて公表する。

7 委託候補者選定後の手続

委託候補に選定された者は業務内容に関する細目事項について県と協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者との協議が整わない場合や委託締結までの間に委託候補者に事故がある場合は、評価が2番目に高かった者を委託候補者とする。

8 企画提案競技の停止、中止又は取消し

(1) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、当該企画提案競技の決定を取り消す。

(2) (1)のほか、やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止し、中止し、又は取り消すことがある。

(3) (1)及び(2)により当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

9 その他

(1) 企画提案競技への参加に係る費用(企画提案書の作成・提出に要する費用等)については、参加者の負担とする。

(2) 埼玉県に提出された書類については、返却しない。

(3) 企画提案書による提案内容については、埼玉県に帰属する。

10 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当

電話 048-830-3309

電子メールアドレス a3310-06@pref.saitama.lg.jp